

水産庁長官

佐藤 正典 様

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波
による農林水産関係被害に関する要望書

平成23年 4月14日

岩手県災害対策本部 本部長
岩手県 知事

達 増 拓 也

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

本県においては、地震によって発生した大津波が、沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は、筆舌に尽くしがたいものがあります。

この地震及び津波により、本県水産業は、漁船、定置網等の漁具、魚市場、冷凍・冷蔵施設、水産加工施設など、生産から流通・加工に至るすべての段階で壊滅的な被害を受け、その被害額は、3千2百億円に及ぶものと推定しており、県・市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

本県では、4月11日に「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を設置し、「被災者の人間らしい『暮らし』、『学び』、『仕事』を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する」とともに、「犠牲者の故郷への思いを継承する」ことを基本原則とし、水産業等の復興を大きな柱の一つに据えた復興ビジョン及び復興計画の策定に取り組んでおります。

今般の災害により壊滅的な被害を受けた水産業等の再生は、本県沿岸地域の復興に向けた礎となるものであり、地域経済の復興に必要不可欠であります。

国におかれましては、漁業者をはじめ、水産業加工業に携わる者を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、総力を挙げて取り組まれることを強く要望します。

記

水産業の復旧・復興に向けた国家プロジェクトの実施について

1 漁業と流通・加工業の一体的な再建

- (1) 大津波により甚大な被害を受けた水産業では、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体

的な再建に向けた国の総力を挙げた国家プロジェクトの実施
(2) 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援の実施

2 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するため、漁協事務所、共同利用施設を整備するほか、漁船、漁具等の個人施設についても、地域漁業の重要な生産手段として漁業協同組合が一括再整備し、組合員に無償で貸し出し、共同利用に供するシステムを構築するなど、漁業協同組合を核とした漁船漁業、養殖業の円滑な再開に向けた支援の実施

3 水産基盤施設等の復旧・復興

水産業の復興に欠かせない漁港等の水産基盤施設については、早急な復旧・復興に向けた全面的な支援

4 漁業者等の生活補償等

生活の基盤とともに生活手段を失った漁業者等に対し、就労が軌道に乗るまでの緊急雇用制度の拡充や雇用の場が確保されるまでの間の所得補償を実施するとともに、水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実